

## 前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(給与)	(給与)
第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては <u>給料、第2種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u>	第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては <u>給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u>
(給与の減額)	(給与の減額)
第7条 省略	第7条 省略
<u>(第2種初任給調整手当)</u>	
第7条の2 常勤職員条例第7条の4の規定は、 <u>フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「第4条第2項」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年前橋市条例第12号)第4条第2項」と、「並びに同条第3項、第4項及び第6項から第8項まで」とあるのは「及び同条例第5条」と、「第9条の2」とあるのは「同条例第8条の規定によりその例によることとされる第9条の2」と、「勤務時間条例第2条第1項」とあるのは「前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年前橋市条例第11号)第2条第1項」と、「勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日」と、「勤務時間条例第3条第1項」とあるのは「同条例第3条第1項本文」と、「同条第2項」とあるのは「同条第2項本文」と読み替えるものとする。</u>	
(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)	(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)
第14条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する <u>地域手当の月額及び第2種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を会計年度任用職員の勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項本文に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。</u>	第14条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額 <u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を会計年度任用職員の勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち会計年度任用職員の勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項本文に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。</u>
別表第1～別表第4 省略	別表第1～別表第4 省略

